

肝付町家庭用生ごみ処理機器設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町内の一般家庭から排出される生ごみの自家処理を推進し、生ごみの減量化及び資源化を図るため、生ごみを処理する機器（以下「処理機器」という。）を設置する者及び処理機器の設置を推進する振興会に対し、その購入に要する経費等の助成として、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、肝付町補助金等交付規則（平成17年規則第26号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象となる処理機器等)

第2条 補助対象となる処理機器は、生ごみを減量化及び資源化するためのふた付きの機器とし、次に掲げるものとする。

- (1) 密封発酵容器（底にたまった液肥を取り出すためのコック付きのものに限る。）
- (2) コンポスト容器
- (3) 電気式生ごみ処理機
- (4) 竹パウダー基材生ごみ処理機（木製、プラ製）

2 前項の処理機器は、町内の店舗で購入したものを補助対象とする。ただし、前項第4号の処理機器については、町が指定した業者の店舗で購入したのも補助対象とする。

3 処理機器の設置を推進する振興会に対する推進協力費

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有し、かつ、1年以上居住している者
- (2) 肝付町の行政区域内に処理機器を設置できる者
- (3) 設置した処理機器を継続的に使用し、かつ、適正に維持及び管理できる者
- (4) 居住地において発生する生ごみについて処理機器による自家処理に努める者
- (5) 処理機器の使用状況等に関する調査に協力できる者
- (6) 町税等を滞納していない者

2 処理機器を設置した者の属する振興会

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次に定めるとおりとし、補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

- (1) 密封発酵容器 1基につき購入額（消費税を含んだ額をいう。以下同じ。）の2分の1以内（2,000円を限度額とする。）
 - (2) コンポスト容器 1基につき購入額の2分の1以内（3,000円を限度額とする。）
 - (3) 電気式生ごみ処理機 購入額の3分の2以内（30,000円を限度額とする。）
 - (4) 竹パウダー基材生ごみ処理機（木製、プラ製） 1基につき購入額の3分の2以内
 - (5) 処理機器を設置した者の属する振興会 1世帯につき300円
- 2 補助金の交付対象となる処理機器の数は、密封発酵容器、コンポスト容器及び竹パウダー基材生ごみ処理機については、1世帯につき2基までとし、電気式生ごみ処理機については、1世帯につき1基とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、処理機器を購入した日から起算して90日以内に次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 肝付町家庭用生ごみ処理機器設置費補助金交付申請（請求）書（様式第1号個人用）
 - (2) 処理機器を購入したことを証する領収書（購入年月日、購入者氏名及び処理機器の名称が明記されているもの）
 - (3) 電気式生ごみ処理機については、保証書の写し
 - (4) 町税の納税証明書
 - (5) その他町長が必要と認める書類
- 2 補助金の交付を受けようとする振興会は、毎年3月31日までに補助金の交付決定を受けた世帯数に対し、肝付町家庭用生ごみ処理機器設置費補助金交付申請（請求）書（様式第1号振興会用）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定等）

第6条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、肝付町家庭用生ごみ処理機器設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、また、交付することが適当でないとき、肝付町家庭用生ごみ処理機器設置費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者又は振興会に通知するものとする。

(補助金の交付の再申請)

第7条 補助金の交付を受けた者(以下「補助金受給者」という。)は、補助金の交付を受けた処理機器について、前条の補助金の交付の決定を受けた日から起算して5年を経過した場合、補助金の交付を再申請することができる。ただし、町長が特に認めたときは、この限りでない。

2 前条の規定は、前項のただし書に規定する補助金の交付の決定通知について準用する。

(調査等)

第8条 町長は、必要があると認めたときは、現地調査を行い、申請人若しくは補助金受給者に対し必要な報告を求め、又は関係職員にその内容を調査させることができる。

(補助金の返還)

第9条 町長は、虚偽の申請その他不正な手段による補助金受給者に対して、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(周辺環境への配慮)

第10条 補助金受給者は、処理機器からの臭気、騒音等について近隣に迷惑とならないような措置を講じなければならない。

(苦情等の処理)

第11条 補助金受給者は、処理機器の設置に係る苦情等が発生した場合は、自らの責任においてその解決について対応するものとする。

(処理機器の譲渡等の禁止)

第12条 補助金受給者は、当該申請に係る処理機器を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

2 第2条第3項に規定する推進協力費は、平成26年3月31日限りその効力を失う。